

作陽学園教職員倫理憲章

作陽学園（以下「本学園」という）は、建学の精神に則り教育基本法ならびに学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授し、もって社会の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的としている。

本学園の教職員はこの目的達成のために、教職員としての品位を常に保ち、社会の模範となるよう倫理憲章を定める。

1. 良心に基づく活動

本学園教職員は、教育・研究、社会活動の全てにわたって、社会的責任を自覚し、関係する人、一人ひとりの幸福と将来のために、良心に基づく行為や活動を行ないます。

2. 教育・研究の向上

本学園教職員は、教育・研究、社会活動の実践に際し、自らの知識、能力、技術の水準を自覚するとともに、常にこれらの向上に努めます。

3. 人権の尊重

本学園教職員は、教育・研究、社会活動に際し、個人の人権を尊重し、プライバシーを侵害することのないよう十分配慮します。研究・相談・援助・実習上の人間関係を私的な目的のために利用しません。また、学外の実習、研修機関に対して、学生の個人情報守秘について理解を求め、その徹底をはかります。

4. 守秘義務

本学園教職員は、教育・研究、社会活動で取得した情報や資料を厳重に管理し、個人の判断で、みだりにこれを第三者に提供しません。公開、公表する場合は、事前に対象者の了解を得るだけでなく、公正を期し、社会的影響について責任をもちます。

5. 報告義務

本学園教職員は、この倫理憲章に照らして疑義があると考えられる場合は、直ちにその旨を所属長に報告します。

附則1 この倫理憲章の制定は、平成19年4月1日とする。